



おしえて！はやてさん
**損保会社からの
 治療費打切りへの対応**

近年、自動車保険に弁護士特約を付帯される方が増え、多くの方が交通事故の際に弁護士を利用されています。事故による負傷でやはり多いのは頸椎捻挫や外傷性頸部症候群と診断される、いわゆるムチウチです。

ムチウチは、画像所見上は異常が確認できないことも多く、事故態様によっては1〜3ヶ月程度という比較的短期で、損保会社が、治療費の打切りを打診してくることがあります。ここで大事なことは、まずは担当の医師から、未だ症状固定に至っていないため継続治療が必要であることを、明確に損保会社に伝えてもらうことです。症状固定は、法律上の概念ですが、医学的な判断でもあるため、医師の意見が大変重要です。損保会社としても医師の意見を無視して、治療費の支払いを打ち切ることには抵抗があります。

しかし、残念なことに医師が上記のような意見を出してくれなかったり、医師の

意見にもかわかわらず、損保会社が治療費の支払いを打ち切るケースも見られます。そのようなときでも、安易に症状固定とはせず、健康保険を使うなどして治療を継続して下さい。自己負担した医療費については、自賠責保険の被害者請求等で回収を図ります。あわせて、安易に症状固定としようとする医師の場合には、残念ながら、交通事故治療に理解がない医師である可能性もありますので通院先の変更も検討すべきでしょう。

画像所見のないムチウチの場合でも、症状が残存し、14級の後遺障害に該当することがあります。この判断においては、画像所見等の他覚的所見がないこともあって、治療経過が非常に重要な要素になります。症状が残存している場合には、適切な期間しっかりと治療を受けるようにしてください。損保会社や医療機関の対応に不安を感じたら、まずは弁護士にご相談ください。

いつも全力、すばやく連携、親身になって問題解決。

弁護士法人

はやて法律事務所

Hayate Law office

<http://www.hayate-law.jp>



佐賀オフィス

〒840-0801 佐賀県佐賀市駅前中央1-5-10
 朝日生命佐賀駅前ビル5F
 TEL.0952-40-4005 FAX.0952-22-1950
 5F Asahiseimeisagaekimae-bldg.1-5-10
 Ekimaechuo Saga-City Saga Japan 840-0801



鳥栖オフィス

〒841-0051 佐賀県鳥栖市元町1246-6
 保険第1ビル2F
 TEL.0942-87-3167 FAX.0942-85-2754
 2F Hoken Daiichi-bldg.1246-6 Moto machi
 Tosu-City Saga Japan 841-0051



さが労働法研究会 (第6回)

【テーマ】
①ハラスメントに関する事実認定のあり方と企業の調査義務
②有期雇用契約における無期転換
【場 所】佐賀県弁護士会館
【日 時】平成28年11月17日(木)

佐賀県弁護士会倒産法検討委員会研修

【テーマ】
第1部/サービサーを利用した債権回収の実情
第2部/動産の買取及び廃棄物処理の実情
【場 所】佐賀県弁護士会館
【日 時】平成28年10月28日(金)

さが相続後見研究会 (第5回)

【テーマ】
①医療法人と相続
②相続財産管理人の事例報告
【場 所】佐賀県弁護士会館
【日 時】平成28年10月18日(火)

さが労働法研究会 (第4回)

当事務所が主催する平成28年度さが労働法研究会を以下のとおり開催しました。
【テーマ】
①過労死等の状況及びメンタルヘルス
②障害者雇用促進法の改正
【場 所】佐賀県弁護士会館
【日 時】平成28年9月20日(火)

消費生活専門相談員資格認定試験講座

当事務所の福島直也弁護士が、本年度から国家資格となった消費生活相談員資格の試験講座の講師を務めました。
【場 所】唐津市役所相知支所相知交流文化センター
【日 時】平成28年7月2日(土)、3日(日)

弁 護 士

昨年、これも長年関わってきたNPO法人佐賀消費者フォーラムが、内閣総理大臣に適格消費者団体の認定を受けることができました。まだひよこ状態ですが、平成29年は、佐賀県内にて、適格消費者団体としての実績を作って行こうと思えます。

平成14年に東京にて弁護士登録し、平成17年3月に修習地佐賀に戻り、はやて事務所を開設し、今年で12年目となります。昨年は、10年間務めた佐賀労働局の個別労働紛争あっせん委員および8年間務めた佐賀市教育委員を任期満了にて退任しました。まだ佐賀に来て間もない頃から務めさせていただいたことで、佐賀の地域を知ることができ、また、たくさんの現場を見ることができ、弁護士としても視野を広げることができたことに、非常に感謝しております。

弁護士には転勤や異動がないので、独立以来、何となく業務に区切りがないような気がしていたのですが、昨年からは今年にかけては、弁護士人生の中で、一つの卒業というか、進級をしたような気がしております。



福島 和代
Kazuyo Fukushima
趣味 温泉

**平成29年の
抱負**

平成24年12月の弁護士登録から4年が経過し、早いもので、今年が弁護士5年目となります。

昨年を振り返ってみると、特に、交通事故事件のご依頼を多く頂きました。近年は、自動車保険に弁護士特約を付帯される方が増え、多くの方が、交通事故の際に弁護士を利用されるようになりました。私も、依頼者の皆様の期待に応えられるよう、さらに交通事故賠償に関する研鑽を積んでいきたいと思えます。

また、所外においては、虐待対応専門職チームのメンバーとして、複数の虐待事例のケース検討をおこなったほか、社会福祉協議会の従業員等を受講者とする成年後見人養成講座での講師を務めるなど、高齢者福祉や後見関連での活動も増えて参りました。この分野は、今後ますます需要が高まることから、今年もさらに力を入れていきます。

弁 護 士

それから、今年は、私生活において、とても大きな出来事が控えています。今はどうなるか、期待と不安が半々ですが、それについてはまたの機会にご報告をさせていただきますと思います。



原口 侑
Tasuku Haraguchi
趣味 ゴルフ

**平成29年に
向けて**

弁護士等紹介

Attorney Profiles

弁 護 士

はやて通信の発行は久しぶりとなりました。もちろん情報発信を怠っていたというわけではなく、電子メール版「はやてニュースレター」を作成したり、HP、フェイスブックへの掲載は定期的に行っています。よい機会ですので、平成28年度の受任事件を振り返ってみました。

印象的だったのは、事業承継、事業譲渡の案件が増えたことです。

事業承継の分野では、団塊世代の創業経営者が一斉に70歳代を迎える「2017年問題」が懸念されています。要するに「後継者不在」ということです。

私の案件でも、後継者不在のために事業譲渡を余儀なくされたものがありました。

事業に収益性があっても、後継者不在で廃業してしまえば、もう何も残りません。

地方の活力を維持するためにも、何か役立てることがないか考えさせられる機会が増えていきます。



福島 直也
Naoya Fukushima
趣味 山歩き、ゴルフ(特訓中)

近況報告

<当事務所からのお知らせ>

●顧問先従業員向け無料相談を実施しています

「直接」当事務所に申し込む方式に改めて使い易くしました。
対象：顧問先の従業員の方(アルバイト、パートを含みます。)
時間：初回相談無料(従業員1名につき年1回、1社あたり月3回程度まで)
場所：はやて法律事務所(佐賀事務所又は鳥栖事務所)
相談をご希望の方は、所属会社を申告のうえ直接当事務所までお申し込みください。

